

機械器具 17 血液検査用器具 グルコース分析装置  
36730000 一般医療機器 特定保守管理医療機器

## 全自動糖分析装置 GA08Ⅲ

### 【警告】

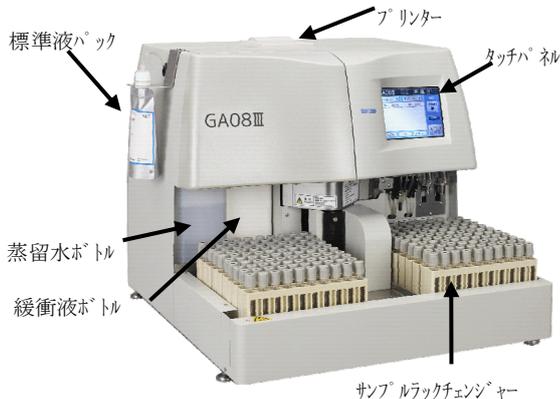
1. 本装置の外装は保守点検時以外には取り外さないでください。本装置の外装を外して装置内部に触れると感電の危険性があります。また、付属の取扱説明書で指定されている保守点検及び部品交換箇所以外には決して手を触れず、これらの保守作業は弊社指定の担当員にお任せください。
2. 動作中の本装置内に髪の毛や手指などを入れると、駆動部に挟まれる、巻き込まれるなど、重大な事故につながる恐れがあります。
3. プラリドキシムヨウ化メチルを投与中の患者において、実際の血糖値より高値を示す恐れがありますので、プラリドキシムヨウ化メチルを投与中の患者における血糖測定値に対する影響について、事前に製造販売業者から情報を入手してください。〔プラリドキシムヨウ化メチルを投与中の患者で、実際の血糖値よりも高値を示すことがあり、その偽高値に基づきインスリン等の血糖降下剤を投与することにより、昏睡等の重篤な低血糖症状があらわれる恐れがあります。〕

### 【禁忌・禁止】

1. 全血での測定は行わないでください。  
本装置は、血清、血漿及び尿の分析用に設計されています。
2. 弊社指定以外の試薬、消耗品を使用しないでください。  
弊社指定以外の試薬、消耗品を使用すると、測定値に著しい乖離や装置内部流体系の腐敗を引き起こすことがあります。これらを怠ると正しく動作せず、正しい測定値が得られないことがあります。

### 【形状・構造及び原理等】

\*\* 1. 外観



項目	内容
測定範囲	モード 1 (ノーマルレンジ) : 6~ 900 mg/dL モード 2 (ハイレンジ) : 30~5000 mg/dL
処理能力 (正常濃度域)	モード 1 (ノーマルレンジ) : 160 検体/時 モード 2 (ハイレンジ) : 160 検体/時
検体注入力	モード 1 (ノーマルレンジ) : 30 μL モード 2 (ハイレンジ) : 5 μL
緩衝液使用量 (正常濃度域)	モード 1 (ノーマルレンジ) : 約 1.8mL/検体 モード 2 (ハイレンジ) : 約 1.8mL/検体
検体架設数	最大 200 検体 (10 本/ラック) ※サンプ・ムラックチェンジャーに架設します。

プリンター	32 桁熱感式プリンター
バーコード リーダー	内蔵タイプ ハンディタイプ
操作 / 表示	タッチパネル / カラー液晶ディスプレイ
通信機能	RS-232C
電源電圧 / 消費電力	AC100 - 240V±10% 50/60Hz / 200VA 以下
寸法/重量	550 (W)×601 (D)×483 (H)mm / 51kg±1kg

### 2. 原理

- 1) 測定系要素  
GOD 固定化酵素酸素電極
- 2) 測定原理  
GOD 固定化酵素膜の作用により消費される酸素の変化を酸素電極により検出し、二次微分することによって得られる反応加速度からグルコース濃度を算出します。  
※詳細は取扱説明書をご参照ください。

### 【使用目的又は効果】

血清、血漿、尿中のグルコース濃度を測定する装置

### 【使用方法等】

#### 1. 設置条件

- 1) ほこりがなく、換気がよい場所であること。
- 2) 装置に直射日光が当たらないこと。
- 3) 明るい窓際でないこと。
- 4) 振動が少ない場所であること。
- 5) 装置を水平に設置できる場所であること。
- 6) 電氣的ノイズがない場所であること。
- 7) 高周波を出す機械 (遠心分離機、放電装置など) と同じ電源を使わないこと。また、それらの近くに設置しないこと。
- 8) 装置のアース端子を正しく接続すること。
- 9) 指定された電源でありかつ安定であること。
- 10) 周囲温度が 15~30℃で、測定温度変化は±2℃以内であること。
- 11) 周囲湿度は 40~80%RH であること。
- 12) 屋内で使用すること。
- 13) 高度 2000m 以下であること。
- 14) 主電源の電圧変動 AC100-240V±10%以内であること。
- 15) 設置カテゴリⅡ (過電圧カテゴリⅡ) であること。  
※設置カテゴリⅡ: 局所レベル。器具や携帯型機器など、設置カテゴリⅢより小さい過渡的な過電圧を持つもの。  
例: 電源コンセントに接続される一般の電気機器
- 16) 汚染度 2 であること。  
※汚染度 2: 通常、非導電性の汚染だけが発生する。ただし、場合によっては、結露によって発生する一時的な導電性は、予測する必要がある。  
例: 通常の室内雰囲気

#### 2. 使用環境条件

- 1) 周囲温度が 15℃~30℃で、測定温度変化は±2℃以内であること。
- 2) 周囲湿度は 40~80%RH であること。

#### 3. 使用方法

- 1) 緩衝液、蒸留水、標準液、プリンターペーパーが十分にあるかを確認してください。また、廃液ボットの廃液量に余裕があるかを確認してください。
- 2) 測定モードとキャリブレーション設定を選択後、検体をセットして「START」キーを押してください。検体測定前に既知濃度検体を測定し、正確さを確認することをおすすめします。

取扱説明書を必ずご参照ください。

3) セットされた検体の測定が全て終了すると、装置は自動的に停止します。

※ 詳細な使用方法は取扱説明書をご参照ください。

### 【使用上の注意】

#### 1. 重要な基本的注意

##### 1) 試料について

① 採取後の試料の保管に関する一般的な注意事項については、成書を参照してください。血漿の測定には、解糖阻止剤と抗凝固剤を使用してください。常温で長時間放置した試料を測定すると測定値に誤差を生じる場合があります。

② 半凝固した血清、血漿などは使用しないでください。プローブや流路系の詰まりを引き起こすことがあります。

③ 検体の液面に気泡や膜がないことを確認して測定してください。測定値に影響を与える場合があります。

④ 採血管は、採血管上端から液面までを 40mm 以上空けてください。空間が 40mm より少ないと正しく液面検知ができません。

⑤ 遠心分離した採血管は血漿（血清）成分が高さ 5mm 以上あることを確認し、分析前に大きな振動等を与えないよう注意してください。分離剤や血球を吸引して正しい測定値が得られないことがあります。

\* ⑥ ヨウ素を含む外用薬を使用した部位からの採血は避けること。〔偽高値となるおそれがある〕

##### 2) 緩衝液類について

① 緩衝液及び標準液の蓋を開放した状態など不適切な保管を行った場合、使用期限内であっても十分な性能を維持できない恐れがあります。

② 標準液を開封後は、濃縮の恐れがあるため 1 ヶ月以内に使用してください。それ以後の使用については測定値の保証はできかねます。

③ 緩衝液又は標準液が誤って皮膚に触れた場合は石鹼で十分に洗い流してください。誤って目に入った場合は大量の水で洗い流した後、医師の診察を受けてください。誤って飲み込んだ場合は直ちに医師の診察を受けてください。

④ 緩衝液、標準液、蒸留水、電極、消耗品（プリンター用紙を除く）を交換した場合は必ずキャリブレーションを実施してください。また、電極やセル、サンプルプローブの状態は変化していきますので測定前には必ずキャリブレーションを行ってください。

⑤ 緩衝液、標準液及び蒸留水は本装置の所定位置に置き、装置の上には置かないでください。また、ボトルコネクタの接続は間違えないように十分注意してください。

間違えてセットされた場合は正しい測定値が得られないばかりでなく、液漏れなどを起こし、装置を破損させる原因にもなります。

⑥ 緩衝液及び標準液は、汚染防止のためボトルごと交換し、液のつぎ足しは行わないでください。

蒸留水ボトルは、汚染防止のため、定期的に次亜塩素酸系の洗剤で洗浄するか、新品に交換してください。

##### 3) 保守点検時について

サンプルプローブの交換、ウォッシュボトル清掃、電極交換などの保守点検の際には、ウイルスや細菌などの感染を防ぐために必ず保護手袋と保護眼鏡を着用して作業を行ってください。

### 【保管方法及び有効期間等】

#### 1. 本装置の有効使用期間（耐用期間）

使用開始（据付）後 5 年（自己認証による）

ただし、保守・点検を実施することが必須条件です。

### 【保守・点検に係る事項】

#### 1. 使用者による保守点検事項

装置の性能、安全性維持のため、使用者による定期的な保守点検や部品・消耗品の交換が必要です。なお、保守点検及び部品の交換周期は、1 日 100test、1 ヶ月 25 日装置を使用した場合を基準としています。施設での稼働状況に応じて交換周期を定めてください。

##### 1) 毎日（測定前）

① 緩衝液、標準液、蒸留水、プリンター用紙の残量確認

② 廃液ボトルの廃液量の確認

##### 2) 毎週

① サンプルプローブ洗浄

\*\* 3) 毎月

① フィルター交換

② セル洗浄

③ 採血管回転ローラーの清掃

④ ピアス針・プローブ清掃

\*\* 4) その他の周期

① ライン洗浄

② ピアスブロック洗浄

③ シール交換

④ 電極交換

\*\* 5) 適宜

① 標準液、蒸留水、緩衝液の交換

② 電極チェック

③ サンプルプローブ交換

④ ウォッシュボトル清掃

⑤ プリンターペーパーの交換

⑥ プリンターの清掃

※ 詳細手順は取扱説明書をご参照ください。

※ 点検結果により修理又はオーバーホールが必要であれば、弊社指定の担当員に依頼してください。

#### \*\* 2. 業者による保守点検事項

少なくとも 1 年ごとに弊社の技術員又は弊社の認定する技術員による定期保守点検を行い、交換の必要な部品は交換してください。

保守契約にご加入されることをお勧めします。

##### 1) 1 年

① 部品交換

・ピアス針

② 各部のクリーニング

・プレヒーターチャンバーの洗浄

③ 各部ユニットの点検（必要に応じて部品交換）

・液晶パネルユニット

・プリンターユニット

・サンプルラックチェンジャーユニット

・サンプルクレーンユニット

・ピアスユニット

・シリジユニット（サンプルシリンジ、バッファースリンジ、標準液シリンジ）

・反応セルユニット

・プレスターラーモーター

・その他センサー類（気泡センサー、カバーセンサー）

・ハンディーバーコードリーダー

・強制排液ポンプ動作（オプション接続の場合）

##### 2) 2 年

① 部品交換

・ポンプバルブ

##### 3) 5 年

① 部品交換

・シリジシール

### 【主要文献及び文献請求先】

\*\* 株式会社エイアンドティール カスタマーサポートセンター

〒252-0816 神奈川県藤沢市遠藤 2023 番地 1

TEL 0120-48-7030

### 【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

【製造販売元】

株式会社エイアンドティール

〒252-0816 神奈川県藤沢市遠藤 2023 番地 1

取扱説明書を必ずご参照ください。